

## 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

1. 第2次次世代育成支援地域行動計画について
  - ・ 前期計画で、平成27年度から平成32年度までの5カ年
  - ・ 市町村の行動計画（改正次世代育成支援対策推進法に基づく）
  - ・ 策定は市町村の任意
  - ・ 「子ども・子育て支援事業計画」を内包している
  
2. 子ども・子育て支援事業計画
  - ・ 平成27年度から平成32年度までの5カ年計画
  - ・ 教育、保育の提供体制の確保
  - ・ 策定は義務（市町村計画・都道府県計画ともに子ども・子育て支援法に基づく）
  
3. 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
  - ・ 国から示された計画に関わる基本指針の中に、「量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる」と記載
  - ・ 計画の見直しを行う場合は、「計画の中間年を目安として」行う
    - ※中間年＝平成29年度
  - ・ 量の見込みとの乖離があるため、見直しを予定している